

### 第 1 3 4 号議案

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 足立区職員の給与に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 2 項中「6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 1 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 0」を「6 月及び 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 1 5」に、「6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 0」を「6 月及び 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」と、「1 0 0 分の 9 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 0」とあるのは「1 0 0 分の 5 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 6 0」を「1 0 0 分の 9 5」とあるのは「1 0 0 分の 5 5」に改める。

第 2 条 足立区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 2 項中「6 月及び 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 1 5」を「6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 1 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 1 7 . 5」に、「6 月及び 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 5」を「6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 7 . 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 1 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 5」と、「1 0 0 分の 9 5」とあるのは「1 0 0 分の 5 5」を「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」とあるのは「1

00分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員の期末手当の額を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。